

**「農家のパーティ」ネットワークまるごと商談会
首都圏の仕入れバイヤー招聘等に関する業務委託仕様書**

1 目的

秋田中央地域地場産品活用促進協議会（以下、「協議会」という。）が主催する「農家のパーティ」ネットワークまるごと商談会において、首都圏の仕入れバイヤーの招聘、協議会会員との商談マッチング、商談の進捗調査までの業務を委託することを目的とする。

2 業務名

「農家のパーティ」ネットワークまるごと商談会 首都圏の仕入れバイヤー招聘等に関する業務委託

3 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日(金)まで

4 開催概要

(1) 開催日時

令和5年10月25日(水) 午後0時30分～午後5時10分

(2) 開催場所

にぎわい交流館AU（秋田市中通一丁目4-1）
2階展示ホールおよびアート工房1・2（会場イメージは別紙1を参照）

(3) 開催内容

- ア 協議会会員と首都圏の仕入れバイヤーとの商談（対面）
事前に時間割を組み、首都圏の仕入れバイヤーと商談を行う。
その際の商談会場は、アート工房1・2とする。
- イ 協議会会員と県内仕入れバイヤーとの商談（対面）
ブースを構える「展示ホール」にて、商品のPRを行いながら、来場する県内の仕入れバイヤーとその場で対面での商談を行う。

(4) 出展数

協議会会員（加工事業者15、生産者3） 計18ブースを想定

5 業務委託内容

(1) 首都圏の仕入れバイヤーへの招聘交渉

ア 秋田市、男鹿市、潟上市の加工食品に関心があり、今後の取引が期待できる仕入れバイヤーと交渉を行い、5社を招聘すること。

なお、その際、自社のホームページ等で特設サイトを設ける等、招聘する仕入れバイヤーについては、協議会と協議し、厳選のうえ決定すること。

イ 招聘する仕入れバイヤーに交通費および宿泊費（1泊2日分）を支払う旨、連絡すること。ただし、1社につき1名分とし、支払額の内容は別紙2を参考とすること。なお、支払い手続きは別途協議会が指定する事業者が行うこととする。

ウ 今回の商談会に参加できなかった仕入れバイヤーについては、別途商談できるような機会をつくること。

エ その他、仕入れバイヤーと連絡調整を行い、問合せ等に対応すること。

(2) 商談スケジュール表の作成

仕入れバイヤーと協議会会員の商談マッチングのスケジュール表を事前に作成し、開催日の2週間前までに協議会事務局へ提出すること。

(3) アンケートの作成

仕入れバイヤーに対して実施するアンケートを作成すること。なお、アンケートの内容は、協議会と協議のうえ決定すること。

(4) 商談の進捗調査および報告

商談した首都圏の仕入れバイヤーへ、令和6年2月末まで商談の進捗状況について聞き取りを行い、業務完了報告書に添付すること。

(5) その他

協議会が求める首都圏の仕入れバイヤーを確実に招聘し、商談の成約率を向上させるため、自社のサイト等を活用し、業務遂行に努めること。

6 業務完了報告書

本業務の全ての業務完了後に、業務の実施状況が確認できる記録、アンケート結果および商談の進捗状況報告を含めた業務完了報告書を提出すること。

7 その他、特記事項

(1) 受託者は業務の遂行にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする

(3) 事業実施に際して、協議会の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、協議会はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。

(4) 本業務の成果物の所有権や著作権は、原則としてすべて協議会に帰属するものとする。

(5) 新型コロナウイルスの感染拡大等による実施内容の変更等を含め、受託者は、協議会と十分に協議を行い、円滑に業務を実施すること。

(6) 契約締結後の事情により、委託業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、協議会と協議して書面によりこれを定めるものとする。